

平成31年4月

利用者各位

京都市醍醐交流会館

## 京都市醍醐交流会館の使用料の改定について（お知らせ）

日ごろから、京都市醍醐交流会館を御利用いただきありがとうございます。

さて、令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の税率の引上げが予定されています。

当会館につきましても、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、下記のとおり使用料を改定しますのでお知らせします。

今後とも、当会館は、地域の交流活動の拠点として、地域の皆様に親しんでいただけるよう、サービスの向上に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 実施日

令和元年10月1日以降の使用分について、改定後の使用料を適用します。

※ 施設使用の申込日が令和元年9月30日以前であっても、使用日が10月1日以降である場合は、改定後の使用料を適用します。

#### 2 改定内容

##### (1) 施設使用料

区 分		使 用 料					
		改 定 前			改 定 後		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
ホ ー ル	日曜日, 土曜	円	円	円	円	円	円
	日及び休日	19,740	25,920	29,620	20,110	26,400	30,170
	その他の日	16,040	19,740	23,450	16,340	20,110	23,880
第1会議室及び第2 会議室		3,080	3,900	4,730	3,140	3,980	4,810
第 3 会 議 室		2,260	2,880	3,290	2,300	2,930	3,350
和 室 A		1,020	1,330	1,440	1,040	1,360	1,460
和 室 B		820	1,130	1,230	830	1,150	1,250
音 楽 ス タ ジ オ		2,260	2,880	3,290	2,300	2,930	3,350

## (2) 付属設備使用料

区分		単位	使用料		
			改定前	改定後	
舞台設備	演壇	1台	円 1,690	円 1,720	
	司会者台		460	470	
	譜面台		指揮者用	460	470
			演奏者用	150	150
	指揮台	820	830		
	長机	1脚	250	260	
	いす		150	150	
金びょうぶ	1双	2,050	2,090		
音響設備	マイクロホン	1本	1,800	1,830	
	無線マイクロホン装置	1チャンネル	3,600	3,660	
	レコードプレーヤー	1台	1,800	1,830	
	カセットテープデッキ		820	830	
	CDプレーヤー		820	830	
	MDプレーヤー		820	830	
	DVDプレーヤー		820	830	
	デジタルオーディオテー プデッキ		820	830	
	舞台音響セット		一式	4,110	4,190
	会議室音響セット	2,820		2,880	
	音楽スタジオ音響Aセット	4,110		(廃止)	
音楽スタジオ音響セット	1,330	1,360			
映写設備	スクリーン	1張り	2,570	2,610	
	スライドプロジェクター	1台	1,640	(廃止)	
	ビデオプロジェクター		1,540	1,570	
照明設備	スポットラ イト	1キロワット	550	560	
		500ワット	410	410	
	ピンスポットライト		2,820	2,880	
	エリスポットライト		730	740	
	シーリングスポットライト	1列	1,470	1,490	
	ホリゾントライト		1,470	1,490	
	照明セット	一式	6,780	6,910	
ピアノ	1台	6,170	6,280		
シャワー設備	1室	1,330	(廃止)		
展示パネル	1枚	150	150		
茶道具	一式	3,440	(廃止)		

※ 施設使用料及び付属設備使用料に消費税引上げ分を転嫁し、増額します。

※ 利用実態に応じて、セット区分の見直し及び付属設備の廃止を行います。

※ 「音楽スタジオ音響Aセット」の廃止に伴い、「音楽スタジオ音響Bセット」を「音楽スタジオ音響セット」に名称を変更します。

※ 改定後の使用料を10円単位となるよう端数処理を行なった切捨て分は、市民の皆様の税金で賄われています。